

# 序章

## 横浜市景観ビジョンについて

---

- 1 景観ビジョンとは
- 2 景観ビジョンの位置づけ

# 1 景観ビジョンとは

「横浜市景観ビジョン」(以下、景観ビジョン)は、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を、歴史、文化、水・緑環境、人々の活動などを含めた総合的かつ長期的な視野に立って示す景観づくりの指針です。また、私たち市民・事業者・行政が景観づくりの方向性を共有した上で、横浜らしい景観づくりを実践することを目指します。

## (1) 景観ビジョン策定の目的

「良好な景観をつくること」が豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野などを含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、私たち(市民・事業者・行政)皆で共有することを目的として策定しました。また、景観ビジョンをきっかけに、私たちが協働して景観づくりに取り組むことを目指します。

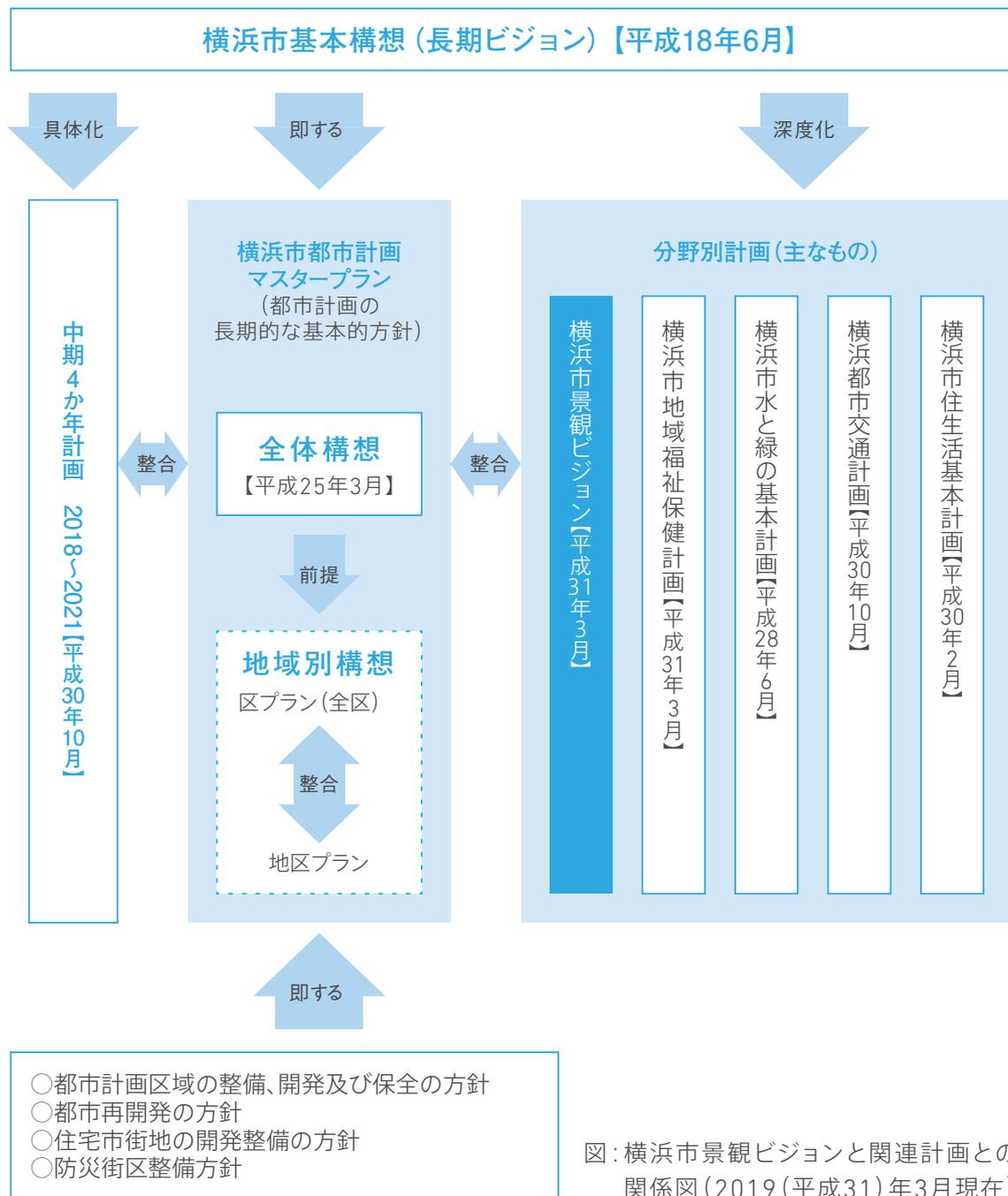
## (2) 景観ビジョンの役割

横浜市は面積・人口ともたいへん規模が大きく、地域によって景観の特徴やまちづくりの課題などが異なります。また、今後の景観づくりにおいては、現在の景観の特徴をいかしていくことに加えて、新しく街の個性となる景観を創り出すことも重要だと考えています。そのため、景観ビジョンでは具体的に目指す景観の将来像はそれぞれの地域で考えていくものとし、地域ごとの景観づくりにおいて考慮すべきことがらを「景観づくりの方向性」として示しています。

また、景観づくりにより形成された良好な景観は将来的にも横浜の価値を高める大きな財産となり、私たちへ還元されます。景観ビジョンは「良好な景観が私たちを豊かにし、横浜全体を豊かにしていく」ことを広く伝え、私たち皆で景観づくりに取り組むことを促します。

## 2 景観ビジョンの位置づけ

景観ビジョンは、横浜市における景観行政全体の指針です。景観ビジョンをふまえて横浜市景観計画の策定や景観条例に基づく都市景観協議地区の指定などを行っており、横浜市の景観に関する分野別計画として景観に関する制度の策定、改正、運用の際の方向性を示します。



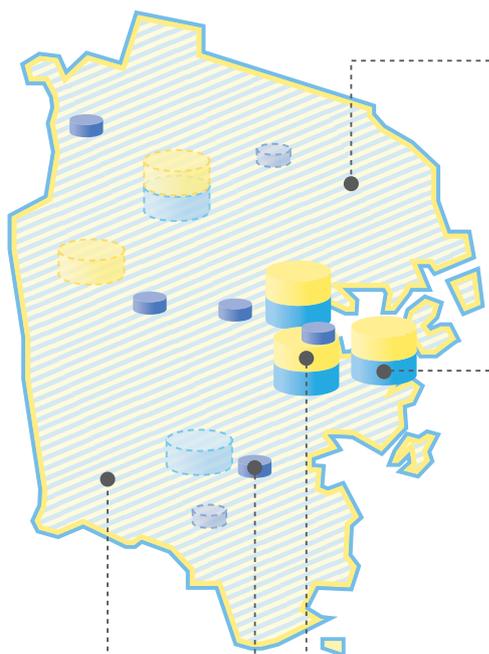
景観ビジョンは良好な景観の維持保全・形成に関わる指針であり、景観行政分野の上位計画として「横浜市中期4か年計画」や「横浜市都市計画マスタープラン」と整合を図ります。

横浜市景観ビジョン  
(景観づくりの指針)

方向性を示す

- ・景観法
  - ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
(都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の一部改正)
  - ・都市緑地保全法等の一部を改正する法律
- ※「都市緑地保全法」は「都市緑地法」に改称されています。

基づく



横浜市景観計画

- ・良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項  
(斜面緑地における開発行為に関する景観計画)
- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

- 良好な景観を形成する地区(景観推進地区)に応じた制限 3地区  
(関内、みなとみらい21中央、みなとみらい21新港)
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件

地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)

- ・都市景観協議地区 3地区  
(関内、みなとみらい21中央、みなとみらい21新港)
- ・特定景観形成歴史的建造物
- ・横浜・人・まち・デザイン賞

※現在指定されている3地区の景観推進地区と都市景観協議地区は、それぞれ同じ区域を対象としており、景観推進地区に応じた制限と都市景観協議地区の行為指針について地区ごとにまとめた「都市景観形成ガイドライン」があります。

図：横浜市における主な景観施策の関係概念図

横浜市は、日本初の総合的な景観に関する法律である「景観法」の制定を契機として、平成18年に「横浜市景観ビジョン」と「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（以下、景観条例）を施行しました。その後、「横浜市景観計画」（以下、景観計画）において、全市を対象とした景観に関する規制と、景観推進地区に応じた個別の制限を定めています。

景観ビジョンは、景観計画の見直しや景観条例の改正、当該景観条例に基づく都市景観協議地区の改定及び新規指定、「地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限」の策定などの際に参照すべき指針です。

景観緑三法の施行に伴い景観に係る法律の一部が改正されたことを受け、横浜市で既に運用していた条例等を改正しました。景観計画の一部を都市計画法の開発許可の基準とし、開発行為の中で制限を設けました。屋外広告物法に基づく「横浜市屋外広告物条例」では、全市一律の基準に上乗せするものとして、景観計画に定められた事項についても許可基準として決めました。都市緑地保全法（都市緑地法に改称）の改正により、緑関係行政との連携もはかられました。景観ビジョンはこれらにも関係する指針となっています。



景観計画と景観条例に基づき、色彩等の調整を行っている西区みなとみらい21中央地区と中区みなとみらい21新港地区の街並み



中区 山下公園(水辺・広場／憩う／ロマンチックな)